

第三期特定健康診査等実施計画

大陽日酸健康保険組合

最終更新日：令和3年09月02日

特定健康診査等実施計画（平成30年度～令和5年度）

背景・現状・基本的な考え方	
No.1	<p>被保険者は45～49歳が多い 他健保と比較した時にも45～59歳が構成割合が高い。</p> <p>一方医療費は55～59歳が高い 他健保との構成割合も55～59歳が高い。</p>
No.2	<p>他健保と比べると受診率は高めに推移しているが、被扶養者の未健診率は40%程度存在している。</p>
No.3	<p>ICD10分類別の医療費順位を高い順に並べると</p> <p>①呼吸器系 ②消化器系(歯科を含む) ③内分泌(糖尿病、脂質異常) ④新生物 ⑤循環器(高血圧、血管障害)</p> <p>の順番で医療費が高い。</p> <p>尚この中で、患者一人当たり医療費が高いのが、循環器・新生物・内分泌となる。</p>
No.4	<p>全体の医療費構成割合の内、14.2%が生活習慣病に関する医療であった。</p> <p>生活習慣病では高血圧の医療費が高く、特に40代以降になると急激に受療率が高くなる。</p> <p>50代の血圧重症群の割合が高く、また他健保より割合が高い。</p>
No.5	<p>その他を除くがん種別では2016年度では肺がん、大腸がんの医療費が高く 昨年より大幅に増加しており、高額薬剤が処方された可能性が高い。</p> <p>ただし2015年度は乳がんの医療費が一番高かった。</p>
No.6	<p>肥満割合は、年代と共に上昇し50代にピークとなる。</p> <p>さらに他健保より肥満率が高い。</p>
No.7	<p>健康課題マップ(生活習慣病のリスク階層把握)により1次予防～3次予防の対象群を特定。</p> <p>2次予防対象の「患者予備群、治療放置群」は921名存在。</p> <p>健康課題マップ上の「生活機能の低下」群になる患者一人当たり医療費が300万程に上昇している。</p>
No.8	<p>健康課題マップのリスク階層毎に肥満有無を確認。</p> <p>生活習慣病で重症化になっている人は肥満率が高い ただし、一方患者予備群・治療放置群には非肥満の割合が高い。</p>
No.9	<p>2015年度特定保健指導の対象者670人から2016年度759人に増えている 新たに指導対象者となった289人の中、261人(90.3%)は悪化と考えられる。</p>
No.10	<p>治療履歴のある人の内、約11%が治療を中断している可能性がある。さらにそのうちの39人(57%)が健診がアンコントロール状態である また、通院中であっても587人中57%の人がアンコントロール状態であった。</p>

基本的な考え方(任意)
<p>特定健診に対する基本的な考え方</p> <p>日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や体重増加が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。</p> <p>特定保健指導に対する基本的な考え方</p> <p>生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することが重要である。</p> <p>については、特定保健指導対象者を確実に把握し、対象者本人あて通知することももちろん、事業主とのコラボを推進し、特定保健指導を受けやすい環境の整備・体制づくりに努めることが大切である。</p> <p>事業主等が行う定期健康診断及び保健指導との関係</p> <p>事業主が労働安全衛生法に基づき実施する被保険者の定期健康診断について、当健保組合はその結果に含まれる特定健診項目のデータを事業主から受領する。また、特定保健指導については、当健康保険組合が主体となって行うが、実施に当たっては事業主と連携し、特定保健指導費用は当健保組合が負担する。</p>

特定健診・特定保健指導の事業計画

1 事業名 ICTを活用した健診情報の提供及びインセンティブポイントの付与

対応する健康課題番号 No.4, No.6



事業の概要		事業目標							
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：0～74、対象者分類：被保険者/被扶養者/基準該当者/任意継続者	加入者の健康状態の見える化と健診値の維持、改善等に対するポイントの付与により健康リテラシーの向上を図る。							
方法	被保険者全員と30歳以上の被扶養者を対象に実施。個人別のポータルサイトにて健診結果に基づく各個人の健康状況に合わせた付加価値の高い健康情報を提供する。健診結果の改善に対しポイントを付与する等、年間3000ポイント/1人を上限に付与	評価指標	アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
体制	健診情報の共同利用を行うため覚書を締結し、各事業所において加入者に対し共同利用する健診項目、利用目的等の周知を行った。		登録率の増加	30%	35%	40%	45%	50%	55%
			アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
			登録案内の送付	8回	12回	12回	12回	12回	12回
		※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。							
実施計画									
H30年度	R1年度	R2年度							
被保険者全員と30歳以上の被扶養者の対象者に「登録案内」を送付。被保険者は事業所経由で被扶養者は郵送で「登録案内」をそれぞれ送付。対象者への「登録案内」送付率100%	新規対象者への「登録案内」送付率100%	新規対象者への「登録案内」送付率100%							
R3年度	R4年度	R5年度							
新規対象者への「登録案内」送付率100%	新規対象者への「登録案内」送付率100%	新規対象者への「登録案内」送付率100%							

2 事業名 被扶養者健診（任継者含む）

対応する健康課題番号 No.2



事業の概要		事業目標							
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：30～74、対象者分類：被扶養者/任意継続者	健診代行業務委託先による未受診者の把握と未受診者に対する受診勧奨はがきの郵送により健診受診率の向上を図る。							
方法	30歳以上の被扶養者及び任意継続被保険者に対して特定健康診査を実施。	評価指標	アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
体制	期中の受診状況をモニタリングし、未受診者へ受診勧奨を実施することが出来るよう、健診代行（窓口）をLSIメディエンス社に委託。また受診率向上のため、巡回・施設健診（選択）を実施。		健診受診率	60%	63%	66%	69%	72%	75%
			アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
			対象者への健診受診案内発送率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
			未受診者へ受診勧奨を実施対象者への受診勧奨率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
		※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。							
実施計画									
H30年度	R1年度	R2年度							
【平成30年度】健診代行業務委託先による未受診者の把握と未受診者に対する受診勧奨はがきを郵送する。健診受診率60%を目標とする	【平成31年度】健診代行業務委託先による未受診者の把握と未受診者に対する受診勧奨はがきを郵送する。健診受診率63%を目標とする	【平成32年度】健診代行業務委託先による未受診者の把握と未受診者に対する受診勧奨はがきを郵送する。健診受診率66%を目標とする							
R3年度	R4年度	R5年度							
【平成33年度】健診代行業務委託先による未受診者の把握と未受診者に対する受診勧奨はがきを郵送する。健診受診率69%を目標とする	【平成34年度】健診代行業務委託先による未受診者の把握と未受診者に対する受診勧奨はがきを郵送する。健診受診率72%を目標とする	【平成35年度】健診代行業務委託先による未受診者の把握と未受診者に対する受診勧奨はがきを郵送する。健診受診率75%を目標とする							

3 事業名 特定保健指導

対応する健康課題番号 No.1, No.4, No.6, No.9



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者
方法	事業主との協働により対象者へ参加勧奨を実施する。
体制	各事業主と健保組合間で「健康診査及び保健指導に関するコラボヘルス推進にかかる覚書」の締結

事業目標

コラボヘルスによる特定保健指導実施率の増加。

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
アウトカム指標						
特定保健指導実施率	10%	15%	20%	25%	35%	55%
アウトプット指標						
特定保健指導案内書送付率	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
対象者への特定保健指導案内送付率100% コラボヘルスにより事業所経由での特定保健指導案内書の配布ICTによる遠隔面談の導入を検討。年1回の保健指導を年2回実施を検討。	対象者への特定保健指導案内送付率100% コラボヘルスにより事業所経由での特定保健指導案内書の配布ICTによる遠隔面談を導入。保健指導を年2回実施。	対象者への特定保健指導案内送付率100% コラボヘルスにより事業所経由での特定保健指導案内書の配布ICTによる遠隔面談を導入。保健指導を年2回実施。
R3年度	R4年度	R5年度
対象者への特定保健指導案内送付率100% ICTによる遠隔面談を導入。保健指導を年2回実施。コラボヘルスにより事業主による参加勧奨を実施。	対象者への特定保健指導案内送付率100% ICTによる遠隔面談を導入。保健指導を年2回実施。コラボヘルスにより事業主による参加勧奨を実施。	対象者への特定保健指導案内送付率100% ICTによる遠隔面談を導入。保健指導を年2回実施。コラボヘルスにより事業主による参加勧奨を実施。

4 事業名 家族健診（任継者含む）

対応する健康課題番号 No.2, No.4



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：30～74、対象者分類：被扶養者/任意継続者
方法	健診受診状況をモニタリングし、期間中に未受診者へ受診勧奨通知を郵送する。
体制	健診代行業務をLSIメディアエンス社に委託し窓口を一本化。

事業目標

期中にて未受診者へ受診勧奨を実施 対象者への受診勧奨率 100% 健診受診率の毎年2%増加

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
アウトカム指標						
被扶養者健診受診率	59%	61%	63%	65%	67%	69%
アウトプット指標						
未受診者への受診勧奨実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
配偶者及び30歳以上の被扶養者に対して定期健診を実施。・巡回健診は全額補助、施設健診は、4万円を上限に補助。特定健診と一緒に婦人科健診項目、胃・大腸健診等も実施。	配偶者及び30歳以上の被扶養者に対して定期健診を実施。・巡回健診は全額補助、施設健診は、4万円を上限に補助。特定健診と一緒に婦人科健診項目、胃・大腸健診等も実施。	配偶者及び30歳以上の被扶養者に対して定期健診を実施。・巡回健診は全額補助、施設健診は、4万円を上限に補助。特定健診と一緒に婦人科健診項目、胃・大腸健診等も実施。
R3年度	R4年度	R5年度
配偶者及び30歳以上の被扶養者に対して定期健診を実施。・巡回健診は全額補助、施設健診は、4万円を上限に補助。特定健診と一緒に婦人科健診項目、胃・大腸健診等も実施。	配偶者及び30歳以上の被扶養者に対して定期健診を実施。・巡回健診は全額補助、施設健診は、4万円を上限に補助。特定健診と一緒に婦人科健診項目、胃・大腸健診等も実施。	配偶者及び30歳以上の被扶養者に対して定期健診を実施。・巡回健診は全額補助、施設健診は、4万円を上限に補助。特定健診と一緒に婦人科健診項目、胃・大腸健診等も実施。

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	6,828 / 7,907 = 86.4 %	6,864 / 7,920 = 86.7 %	7,010 / 7,950 = 88.2 %	7,082 / 7,950 = 89.1 %	7,178 / 7,950 = 90.3 %	7,250 / 7,950 = 91.2 %
		被保険者	5,428 / 5,528 = 98.2 %	5,430 / 5,530 = 98.2 %	5,450 / 5,550 = 98.2 %	5,450 / 5,550 = 98.2 %	5,450 / 5,550 = 98.2 %	5,450 / 5,550 = 98.2 %
		被扶養者 ※3	1,400 / 2,379 = 58.8 %	1,434 / 2,390 = 60.0 %	1,560 / 2,400 = 65.0 %	1,632 / 2,400 = 68.0 %	1,728 / 2,400 = 72.0 %	1,800 / 2,400 = 75.0 %
	実績値 ※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	90 / 850 = 10.6 %	126 / 840 = 15.0 %	166 / 830 = 20.0 %	205 / 820 = 25.0 %	284 / 810 = 35.1 %	440 / 800 = 55.0 %
		動機付け支援	52 / 510 = 10.2 %	76 / 505 = 15.0 %	100 / 500 = 20.0 %	124 / 495 = 25.1 %	171 / 490 = 34.9 %	267 / 485 = 55.1 %
		積極的支援	38 / 340 = 11.2 %	50 / 335 = 14.9 %	66 / 330 = 20.0 %	81 / 325 = 24.9 %	113 / 320 = 35.3 %	173 / 315 = 54.9 %
	実績値 ※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の(実施者数) / (対象者数)

※2) 特定保健指導の(実施者数) / (対象者数)

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）

第3期の単一健保組合に課された特定健診の目標実施率は90%である。この目標を達成するため受診率の低い被扶養者、任意継続被保険者の実施率向上を図る。第3期の単一健保組合に課された特定保健指導の目標実施率は55%である。この目標を達成するため事業主との協働により対象者へ参加勧奨を実施するとともに、遠隔面談を導入し実施率の向上を図る。

特定健康診査等の実施方法（任意）

1.実施場所

- ①被保険者
特定健診は事業主が行なう労働安全衛生法第66条に基づく定期健康診断と併せて実施する。受診場所は事業主の指定した健診機関で受診する。
- ②被扶養者、任意継続被保険者
巡回健診（女性）、契約医療機関による健診、人間ドッグの補助金制度、集合契約の中から受診者の希望選択で受診する。

2.実施項目

実施項目は「標準的な健診・保健指導プログラム（平成30年度版）第2編第2章に記載されている健診項目とする。

3.実施時期

- ①被保険者
事業主の指定した期間に受診する。
- ②被扶養者、任意継続被保険者
4月1日から翌年2月28日までを受診期限とする。

3.委託の有無

- ①特定健診
被保険者は事業主が行なう定期健康診断の中で実施する。被扶養者、任意継続被保険者は㈱L S Iメディエンスの提携先である全国の健診機関及び産業保健研究財団の巡回型健診で実施する。
- ②特定保健指導
特定保健指導は特定保健事業者であるカルナヘルスサポート、セイコーエプソンに委託する。事業所訪問型（被保険者）、訪問型（被保険者、被扶養者）、遠隔面談型（被保険者、被扶養者）で実施する。

4.周知・案内方法

被扶養者、任意継続被保険者宛に「家族健康診断のご案内」を送付する。また機関誌、健保組合のWebサイト等に掲載して周知する。

5.健診データの受領方法

被保険者については事業所における健診の実施結果を電子データもしくは紙媒体により受領する。被扶養者、任意継続被保険者は、委託先である㈱L S Iメディエンスより電子データを受領する。特定保健指導の結果については委託先より電子データを受領する。

6.特定保健指導の対象者の抽出の方法

対象者の選出は「標準的な健診・保健指導プログラム（平成30年度版）第2編第3章に記載されている選出方法とする。

7.年間スケジュール

- ①特定健康診査
 - 4月 施設型健診開始（～2月）
 - 5月
 - 6月 巡回型健診開始（～11月）
 - 7月
 - 8月
 - 9月
 - 10月 実績報告（支払基金）
 - 11月
 - 12月
 - 1月 翌年度保健事業計画作成
 - 2月 翌年度保健事業計画承認
 - 3月 委託契約締結、対象者の抽出、案内文書発送
- ②特定保健指導
 - 4月 対象者の抽出（上期）
 - 5月
 - 6月 案内文書発送（上期）
 - 7月 特定保健指導開始（上期）
 - 8月 報告書受領
 - 9月 対象者の抽出（下期）
 - 10月 案内文書発送（下期）、実績報告（支払基金）
 - 11月 特定保健指導開始（下期）
 - 12月
 - 1月 翌年度保健事業計画作成
 - 2月 翌年度保健事業計画承認
 - 3月 契約締結

個人情報の保護

特定健診・特定保健指導の実施に当たっては、大陽日酸健康保険組合の「個人情報保護管理規程」を遵守し、個人情報の保護に努める。当健保組合及び委託先の健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当組合職員及び特定健診等の業務委託先に限定する。データ処理等を外部委託する場合は、委託先におけるデータ利用の範囲・利用目的・利用者等を業務委託契約書に明記することとする。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

第3期特定健康診査等実施計画は、大陽日酸健康保険組合の機関紙及びホームページに掲載して周知を図る。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

第3期は、第2期までの結果を踏まえ、従来の階層化基準や保健指導の考え方については踏襲しつつ、特定健康診査における検査や特定保健指導における初回面談等において、要件の緩和や弾力的な運用が可能となった。大陽日酸健康保険組合では、これらの改正による新たな仕組みを十分活用するとともに、事業主との協力連携をより強化することにより、特定健康診査の受診率並びに特定保健指導の実施率の向上を目指し、結果として特定保健指導対象者の減少につなげていくこととする。